

防火避難訓練を 実施して

5階北病棟看護師長 五百川 明子

消火法の規定では、一定規模の建物の管理権限者は、消火管理者を定め、消火計画を作成し、年2回以上の消火・避難訓練の実施が義務づけられています。浜田医療センターでは、火災発生時に、適切で迅速な避難誘導が実施できるよう、また、職員の防災意識の向上を図ることを目的に令和元年12月16日(月)に防火避難訓練を開催しました。

今回の訓練は、5階北病棟で「昼間想定」での訓練でした。当病棟は、脳血管疾患後遺症の麻痺のため一人での行動が困難であったり、手術等で長期安静に伴う身体機能の低下のある患者が入院される回復期リハビリテーション病棟です。今回、出火場所となったランドリー室は、スタッフステーションのすぐ横であり、ランドリー室より奥に病室があります。独歩3名、車いす3名、担送4名の合計10名の模擬患者を設定し、安全に避難するためにはどうするかを副看護師長や病棟スタッフと話しあいました。

当日13時30分に火災報知器が鳴り、訓練開始となりました。火元を確認し、病棟スタッフや駆け付けた初期消火班が消火器や消火栓を用いて初期消火を行いました。病棟からの通報・報告により立ち上がった対策本部の指示で駆け付けた、避難誘導班とともに独歩・車いす・担送

の模擬患者の順に避難誘導を行いました。また、当日は浜田消防署の方が、指導・講評にいられました。避難誘導の際、消防署の方が模擬患者役に「早くしてください」と声をだすように促されていました。後の講評で、実際の火災では患者がパニックになり声を出したりして現場は混乱すると言われ、「訓練のための訓練になってはいけない」と指導を受けたことが、とても印象に残りました。

今回の防火避難訓練を通して、

- ①患者を安全に避難させるためには、日頃から避難経路や消火栓の位置を確認し、把握することが必要である。
- ②実際の災害の時は、現場は応援スタッフも患者も混乱する。そのため、リーダーのみだけが声を出すのではなく声をかけあい、情報共有をすること。また、患者への声かけを行いながら、患者状態の把握や安心していただく対応をすることが必要である。

等、多くのことを学ぶ機会になりました。

災害が多くなっている昨今、今回の防火避難訓練を通して、災害発生時にどのように行動すればいいかを考えるよい機会となりました。

